

【埼玉県在住者用】 令和7年度 就学支援金・父母負担軽減補助金・奨学のための給付金 フローチャート

(1) 保護者(親権者)の「課税標準の額」と「調整控除の額」がわかるものを用意します。

(2) 市町村民税の「課税所得」をもとに算出した判定額で判断します。

【判定額】 = 【(市町村民税の)課税標準の額】 × 0.06 - 【市町村民税の調整控除の額※】

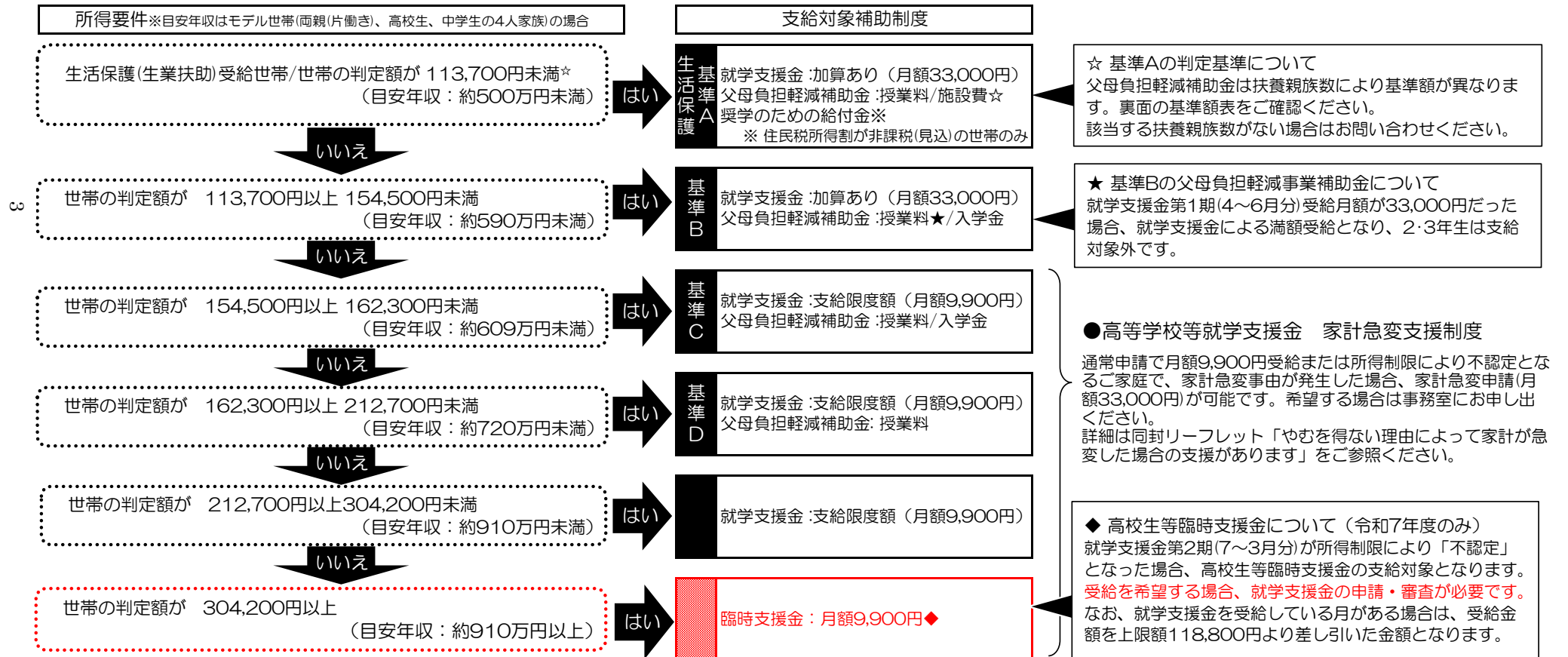
※ 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じる。

(3) 保護者(親権者)が2人いる場合は、2人の判定額を合算してください。

★ 年度途中で親権者の変更(死別・離婚・再婚(養子縁組)等)があった場合、就学支援金の支給額変更等に該当することがあります。速やかに本校事務室までお申し出ください。

★ 海外赴任等で海外に在住しており(在住していた)課税されていない場合は、裏面「海外居住の親権者について」をお読みください。

「課税標準の額」「課税控除の額」を確認できるもの
令和7年度 課税証明書等(名称や記載項目が異なる場合あり)、令和7年度 特別徴収税額決定通知書
(給与所得のみの場合/調整控除の額の記載がない場合あり)、納税通知書、マイナポータル



● 父母負担軽減補助金 家計急変世帯（最終申出：令和8年1月末日）

主たる生計維持者の失職等・死亡・被災・離婚による親権喪失により、収入確保の手段を失ったご家庭

▼対象となる急変事由発生時期
令和7年1月1日～令和7年12月31日

【注意事項】
父母負担軽減補助金は県の単年度事業のため、年度を遡っての申請はできません。
家計急変世帯の提出書類は、本校事務室Tel. 0480-34-3381にお問い合わせください。

● 父母負担軽減補助金 基準額表【基準Aのみ】

扶養親族数（16歳未満/16歳以上19歳未満）は税法上の人数（課税日：令和7年1月1日現在）です。支給対象生徒が平成21年1月2日～4月1日早生まれの場合は、判定額上の配慮として16歳以上として数えます。

扶養親族数		16歳以上19歳未満				
		0人	1人	2人	3人	4人
16歳未満	0人	113,700			115,600	133,000
	1人				141,900	154,500
	2人	138,000		150,600	163,200	175,800
	3人	146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
	4人	168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

● 補助年額一覧(参考)

就学支援金受給月額が年度を通して変わらなかった場合の補助額です。
年度途中で変更になった場合、補助額の内訳が変わることがあります。

入学金	自己負担130,000			自己負担額		
	父母負担軽減（新入生のみ）100,000			230,000		
施設費	父母負担軽減			自己負担147,280		
	137,200			(施設設備費70,000+維持管理費6,440×12)		
授業料	就学支援金	就学支援金	就学支援金	父母負担軽減	父母負担軽減	自己負担
	396,000	396,000	396,000	277,200	277,200	277,200
補助区分	生活保護受給世帯	基準A	基準B	基準C	基準D	就学支援金のみ
						臨時支援金のみ

● 奨学のための給付金 家計急変世帯（最終申出:令和8年1月末日）

令和7年度の住民税所得割に課税額があり、家計急変事由の発生により令和8年度の住民税所得割が非課税見込となるご家庭

▼ 家計急変事由例
保護者等の死亡・離婚、傷病による休職、
やむを得ない事情による失職(定年退職除く)など

【参考】非課税相当の目安
2人世帯 年収約204万円未満
3人世帯 年収約221万円未満
4人世帯 年収約271万円未満
5人世帯 年収約321万円未満

● 海外居住の親権者について

令和6年中、所得確認を行う保護者(親権者等)が海外赴任等で日本国外に在住しており(在住していた)、住民税の課税が海外在住期間の収入を反映しておらず、正確な収入に基づく審査ができない場合

《就学支援金》

支給限度額(月額9,900円)のみの支給になります。加算は認められません。

- 日本国内に在住する保護者等がいる →判定額を確認※
- 日本国内に在住する保護者等がない→支給限度額（月額9,900円）
- ※ 日本国内に在住する保護者等の所得状況が就学支援金の所得制限にかかった場合、就学支援金の支給対象とはなりません。

《父母負担軽減補助金》

保護者のうち1名が、従前より埼玉県を本拠とし、一時的に海外に居住している方のみ 単身赴任として取り扱います。

- 給与収入のみの場合…… 派遣元発行の収入証明にて所得の確認
- 個人事業主の場合…… 確定申告の写し等、1年分の正確な収入が証明できる場合は審査対象
- ※ 提出書類について外国語で記載されている場合、申請者である保護者(親権者等)において必要部分を翻訳して提出する必要があります。また、すべての収入について書類を提出する旨の誓約書が必要です。